高梁市立松原小学校区学校再編準備委員会規約

(設置)

第1条 松原小学校区の児童の教育環境の充実を図ることを目的に松原小学校の再編 を検討するため、高梁市立松原小学校区学校再編準備委員会(以下「準備委員会」と いう。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を協議、検討する。
 - (1) 再編可否
 - (2) 再編条件
 - (3) 再編方法
 - (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 準備委員会の委員は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 松原小学校児童の保護者及び松原小学校入学予定児童の保護者
 - (2) 松原地域まちづくり推進委員会の代表者
 - (3) 松原小学校校長
 - (4) 市及び教育委員会事務局の職員
 - (5) その他必要と認める者

(役員)

- 第4条 準備委員会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

- 第5条 準備委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見聴取)

第6条 準備委員会は、必要に応じて関係者に対し、意見を求めることができる。 (庶務)

第7条 準備委員会の事務局は、教育総務課及びこども教育課で行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、準備委員会に関し必要な事項は、会長がこれを 定める。

附則

この規約は、令和5年3月30日から施行する。